

前回の大学分科会における審議（設置基準と設置認可）について

I. 質保証システムの一層の整備

前回（10月29日）の大学分科会では、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会の分科会長代理からのヒアリング及び質疑・意見交換を行った。

審議においては、設置認可審査の現状と、設置基準、設置認可、認可後のフォローアップ等の諸課題について意見交換がなされた。

その結果、公的な質保証制度として、

- 最低基準を定める「設置基準」
- 最低基準の担保のための「設置認可」
- 設置後の確認のための「認証評価」

の三つの要素と、さらに、

- 大学の活動を支える公財政支援

をあわせて一体的に運用していく、公的な質保証の仕組みについて検討する必要性に関して共通理解があった。

公的な質保証システムについては、全体的な検討が必要であり、今後も、国際的な視点も踏まえつつ、大学分科会として審議を続ける必要がある。

このうち、前回の質疑・意見交換に基づく設置基準と設置認可に関するものは、次ページ以降にあげた【検討の方向性(例)】の通りである。

II. 設置認可及び設置審査の審査基準となる設置基準の改善等

設置認可及び設置審査の基準となる設置基準の改善については、以下のとおり、大学分科会と大学設置・学校法人審議会において、それぞれの所掌事項に関し、必要な検討を行うことが適当と考えられる。

1. 設置基準に係る課題

(1) 独立大学院(大学院大学)の審査要件の明確化

【現状の課題】

独立大学院(大学院大学)に係る施設については、以下のような規定しか存在しておらず、基準性に乏しいことから、大学としての施設環境が担保されているかが不明確。

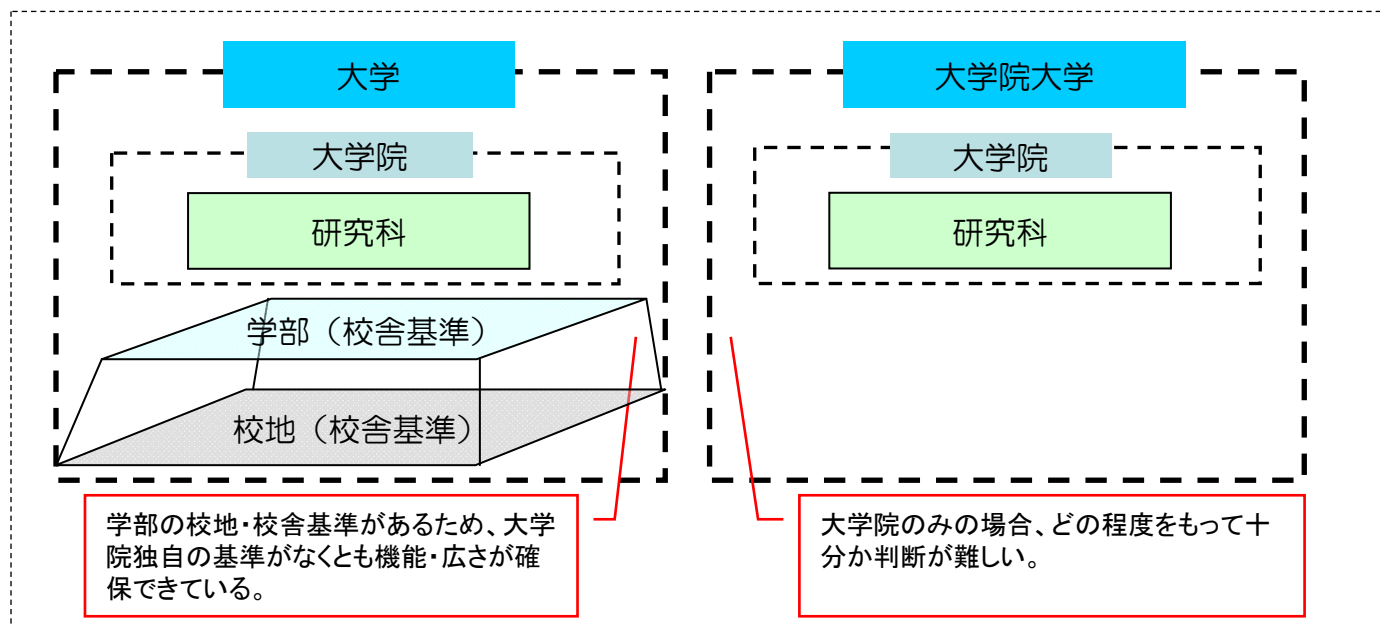
(参考)

○学校教育法

第三百条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

○大学院設置基準

第二十四条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。
2 (略)



標準設置経費及び標準経常経費の例	
大学(経済学部) 収容定員400人	512百万円(標準設置経費) + 425百万円(標準経常経費)
大学院大学(経営学研究科)	数値的基準はないが、教育研究上十分な額の計上が必要

【検討の方向性(例)】

独立大学院について規定する学校教育法第103条の「教育研究上特別の必要がある」場合において、学部を置くことなく大学院を置くものを「大学とすることができる」ことについて、大学らしさを担保すべく大学院設置基準の審査要件の明確化について検討する。

(2) 教員要件の明確化

【現状の課題】

大学の教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができるようになったことや、いわゆる「実務家教員」の導入により、必ずしも「専任教員」が「常勤教員」ではなくなった。大学の教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とする場合、「教育研究の遂行に支障のないと認められる場合に限る」とされているが、その定義が明確でないことや当該教員数の上限の設定がないことから、教員組織の多くがそのような教員で構成（特に専門職大学院）され、大学・大学院の教育研究水準の維持・向上が担保できる専任教員が十分に確保されているか疑わしい例が一部に見受けられる。

(参考)

1. 専任教員の多くが「実務家教員」の大学の出現。

- ・大学の教育研究以外の業務に従事する専任教員の割合が半数以上の大学 等

2. 平成15年以前は「内規」に以下の例のような規定があった。

- 大学設置審査基準要項細則（平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）
- (3) 国家公務員であって次に掲げる者は、基準上、専任教員数に算入しない。地方公務員についてもこれに準ずる。
- ア 一般職の職員であって非常勤でない者。
 - イ 原則として特別職の職員である者。ただし、非常勤の者又は俸給を支給されていない者は差し支えない。
 - ウ 国会議員、国会職員（専門員、調査員）。
- (4) (略)
- (5) 次に掲げる者は、基準上、専任教員数に算入しない。
- ア 会社の役員及び職員。ただし、非常勤の者であって、授業及び研究に支障がないと認められる場合は、この限りではない。
 - イ 弁護士、公認会計士、税理士、医師等として専ら業務に従事している者。
 - ウ 演奏家、作曲家、小説家、評論家及び画家等で、演奏活動等のため、授業及び研究に著しく支障があると認められる者。
 - エ 専任となろうとする大学と遠隔の地に居住しているため授業及び研究に支障があると認められる者。
 - オ 専任教員の基本給については特に留意し、特別の場合を除き、余りに少ない場合は専任に疑義があるものとする。
- (6) 数年の間にたびたび勤務先を変えた者は、専任教員とは認められない。
- ※その他、年齢制限についても規定があった。

3. LEC東京リーガルマインド大学に対する学校教育法第15条第1項の規定に基づく勧告(抜粋)

- 専任教員について LEC大学における専任教員については、全専任教員173名中、授業科目を担当せず、当該大学の他の業務にも全く従事していない者等、専任教員としての勤務の実態がないと判断される者が106名（うち無報酬の者が95名）確認され、明らかに大学設置基準第12条に規定する専任教員とは位置付けられない者が多数存在している。
- (付記事項) 上記の者のほか、授業科目を担当せず授業以外の当該大学の業務に従事しているが報酬が著しく低い者や授業を担当しているが無報酬の者等、専任教員としての位置付けに疑義のある者が少なくとも22名確認された。 (略)
- また、資格試験予備校との兼務者47名に関しては、当該大学の業務に従事している時間よりも資格試験予備校の業務が上回っている者が8名、LEC大学からの報酬が無い者が14名確認され、いずれが本務か疑義のある状態である。 (※平成19年9月には設置基準違反の状態が解消されたことを確認。)

【検討の方向性(例)】

研究者／実務家教員の割合、博士の学位を有する教員の割合など、教員組織全体として最低限必要と考えられる要件や勤務日数など、各専任教員につき最低限必要と考えられる要件について検討する。

(3) 設置基準に係るその他の課題

① 通信教育設置基準の見直し

【現状の課題】

現在、多様な分野において、多様な教育手法を用いた通信制課程の設置がなされている。通信教育の分野については、設置基準上は、「通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野」について通信教育を行うことができる旨の規定があるのみで、具体的には明記されていない。教育手法については、従来の印刷教材等による授業のほか、放送授業、メディアを利用した授業などが増加しており、近年は、すべての授業をインターネットで行う例もあるが、いずれの手法をとる大学にも、同一の設置基準が適用される。また、情報通信技術の進展に伴い、通学制課程でも卒業要件としてインターネット等を活用した授業による単位の修得が60単位まで認められるようになっており、通信制と通学制の境界が連続的なものとなっているとの指摘がある。

(参考)

○大学通信教育設置基準

(通信教育を行い得る専攻分野)

第二条 大学は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとする。

【検討の方向性(例)】

情報通信技術の進展や多様なメディアを用いた通信教育が増加している状況を踏まえ、十分な教育効果を確保するための設置基準の在り方や通信制と通学制の在り方について検討する。

② 学位に付記する専攻名等の限定

【現状の課題】

現在、学位に付記する専攻名称についての基準はない。専攻名称の数は、年々増加する一方であり、学位の国際通用性の観点から疑問視する意見がある。学部・学科名についても同様であり、設置審査においても、名称と教育課程との不一致や日本語名と英語名の不一致などについて意見が付される例が多い。届出設置については、設置審として意見を付す機会が確保されない。

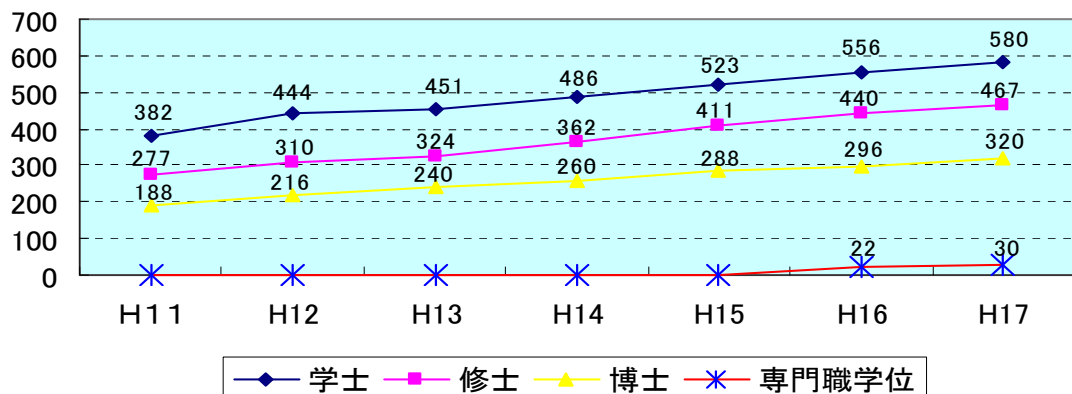
(参考)

○学位規則

(専攻分野の名称)

第十条 大学及び独立行政法人大学評価・学位授与機構は、学位を授与するに当たっては、適切な専攻分野の名称を付記するものとする。

学位に付記する専攻分野の名称の数の推移



※(独)大学評価・学位授与機構の調査結果を基に、文部科学省が作成
※専門職学位のデータは、平成16年から

【検討の方向性(例)】

学位に付記する専攻名称等の在り方について、日本学術会議における検討を踏まえ、検討する。

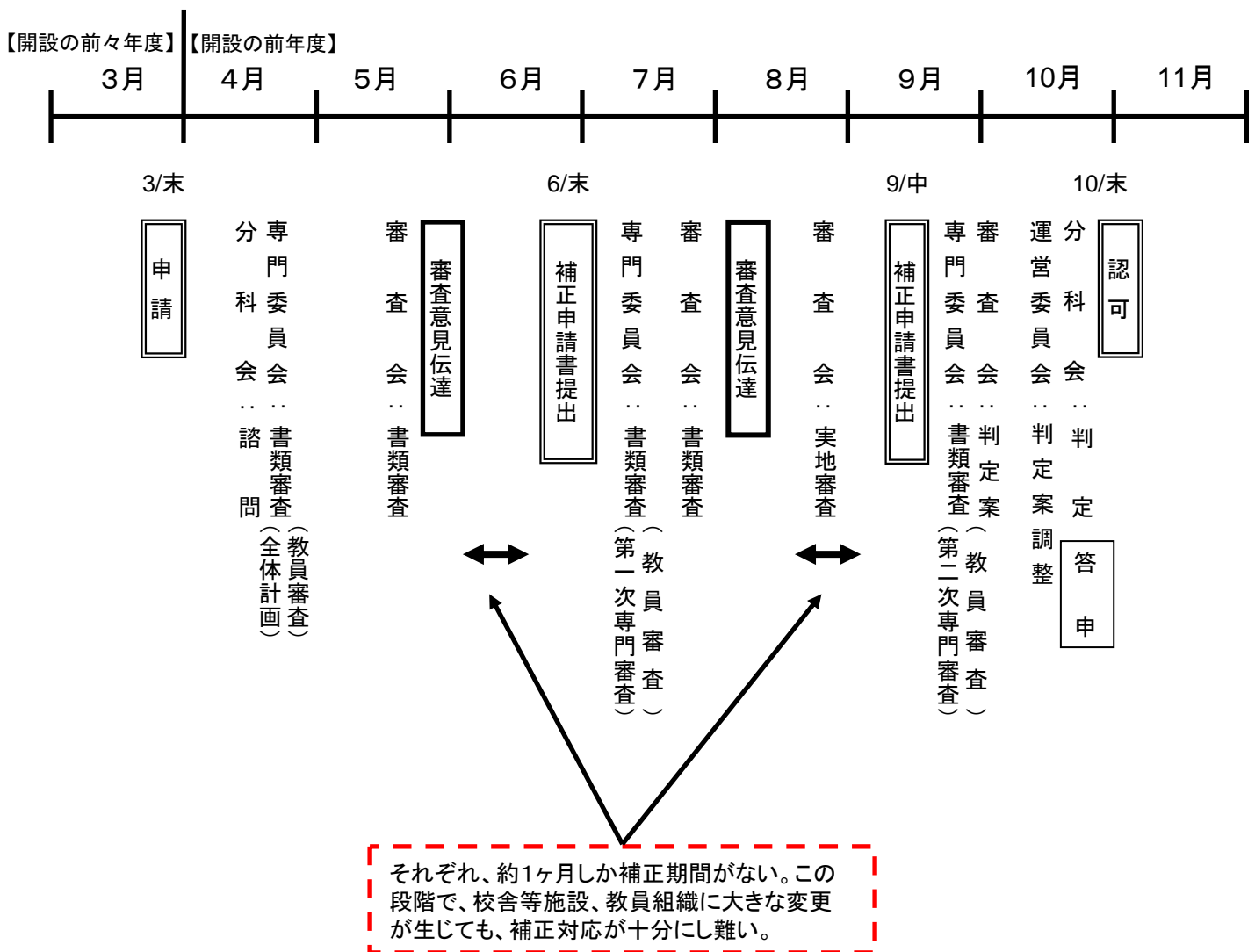
2. 設置審査に係る課題

(1) 審査期間の適正化

【現状の課題】

申請者の負担軽減の観点から、審査を簡略化し、審査期間の短縮化を行ってきたが、申請者・申請内容が多様化している中、設置審と申請者との対話を通じて設置構想の内容を充実させるための時間が十分に確保できていない状況。

(参考) 大学設置分科会の審査スケジュール (大学新設の場合)



【検討の方向性(例)】

大学等の新設については、よりよい対話の時間を十分に確保できるような形で、審査期間の適正化を図るよう検討する。

(2)明らかに準備不足の申請に対する審査手続の改善

【現状の課題】

明らかに準備不足のまま申請をし、全体計画審査(大学新設の場合のみ)、第1次審査の段階で、根本的かつ極めて多数にわたる審査意見を付されるケースが目立つ。補正により、当初の申請の根幹部分が大幅に変わってしまう例もあり、大学設置・学校法人審議会では、「本来、設置構想の内容を充実させるための対話に過度に依存しており、申請の趣旨を損なっている」との指摘もある。

(参考)

○明らかに準備不足な申請の例

【大学等の設置の趣旨・必要性】

- 設置の趣旨、人材養成像が不明確である。(検討されていない)
- 設置の趣旨、人材養成像に対応したカリキュラムが編成されておらず、教員も配置されていない。

【教育課程等】

- カリキュラムが体系的でなく、基礎、応用、発展に関する科目、又は、コアな科目、関連する科目等が不明確。
- 当該学位を授与するために必要となる重要な科目が開設されていない。
- 授業科目のほとんどが、資格に関係する科目で構成されている。

【教員組織等】

- 主要と認められる授業科目に専任教員が配置されていない。
- 教員の年齢構成が著しく偏っている。
- 当該科目を教育できるだけの実績を有しない教員を多数配置している。

【施設・設備等】

- 教室(講義室、実験実習室等)の他、自習室、運動施設、図書館等、教育研究を行うだけの十分な機能と広さを有していない。

○専門委員会、審査会

- (1)文学、教育学・保育、法学等、各分野等ごとに計26専門委員会を設置。総計約300名の委員が書面審査を行う。
- (2)例えば、保健衛生学専門委員会であれば、2グループに分かれ、5月に2日、7月に3日、9月に2日、それぞれ終日審査を行った。(7月の専門委員会は、全体で延200時間以上の審査)
- (3)教員審査(年3~4回審査)の際の判定カードは、1年で約4000枚。(1枚あたり約2~4名、当該教員が担当する科目全てについて審査)

【検討の方向性(例)】

明らかに準備不足の申請について、形式上、最終判定までに、全体計画審査、第1次審査、第2次審査等の全ての手続を経ていることの是非について検討する。

(3) 設置審査に係るその他の課題

① 申請書類に添付する書類や記載内容等の改訂

【現状の課題】

申請者の負担の軽減の観点から、設置申請書の記載内容や添付書類の簡略化を進めてきたが、審査に必要な情報が記載されておらず、申請者に追加で資料や情報を求める例が多くなっている。

【検討の方向性(例)】

審査に当たって真に必要な情報や書類について、申請時に提出を求めることができるよう、必要な手続について検討する。

② 学際分野の審査体制の見直し

【現状の課題】

学際分野の審査は、複数の分野別専門委員会で、それぞれの観点から審査を行い、意見を付しているが、グローバル化の中で新たなコンセプトの学部等の申請が相次いでおり、個々の分野の積み上げ方式である現在の審査方法では限界があり新たな審査方法を構築することが必要ではないかとの意見がある。

【検討の方向性(例)】

新たなコンセプトの学際分野の学部等について、適切に審査ができるような審査体制について検討する。

③ 財政支援等を行う自治体との連携の確保

【現状の課題】

財政支援等を行う自治体と申請者との連携が不十分と思われる事例が見られる。審査の過程は非公開であるが、自治体と一体となっているのであれば審査の状況についても情報を共有すべきではないかという意見や、自治体も財政支援を約束するだけでなく、設置認可の制度を十分理解するとともに、認可前後において大学と十分な連携を図るべきとの意見がある。

【検討の方向性(例)】

文部科学省から申請者や自治体に対して、十分な連携を促す。

3. 届出制度に係る課題

【届出制度の趣旨】

「もともと学位授与件の付与が国際的にも歴史的にも大学の設置認可の際の重要な要素であり、大学の設置認可は、学位を授与するためにふさわしい教育課程、教員組織等があり、一定の分野で一定の水準の知識・技術を身に付けさせることが可能であるかどうかを審査して行われるものである。このような設置認可の性格を考えれば、設置認可時に授与することが想定された学位の分野などを超えない学部等の設置であれば、新たに認可を認めることは特段必要がないと考えられる。」
(「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成14年8月5日中央教育審議会答申))

(1) 設置に係る学年進行中における届出制度の適用の在り方

【現状の課題】

学部等の設置を行った後、完成年度を迎える前に、届出により新たな学部等に転換するなど、当該学部等を基礎とした届出設置が行われている例が多数見られる。

【検討の方向性(例)】

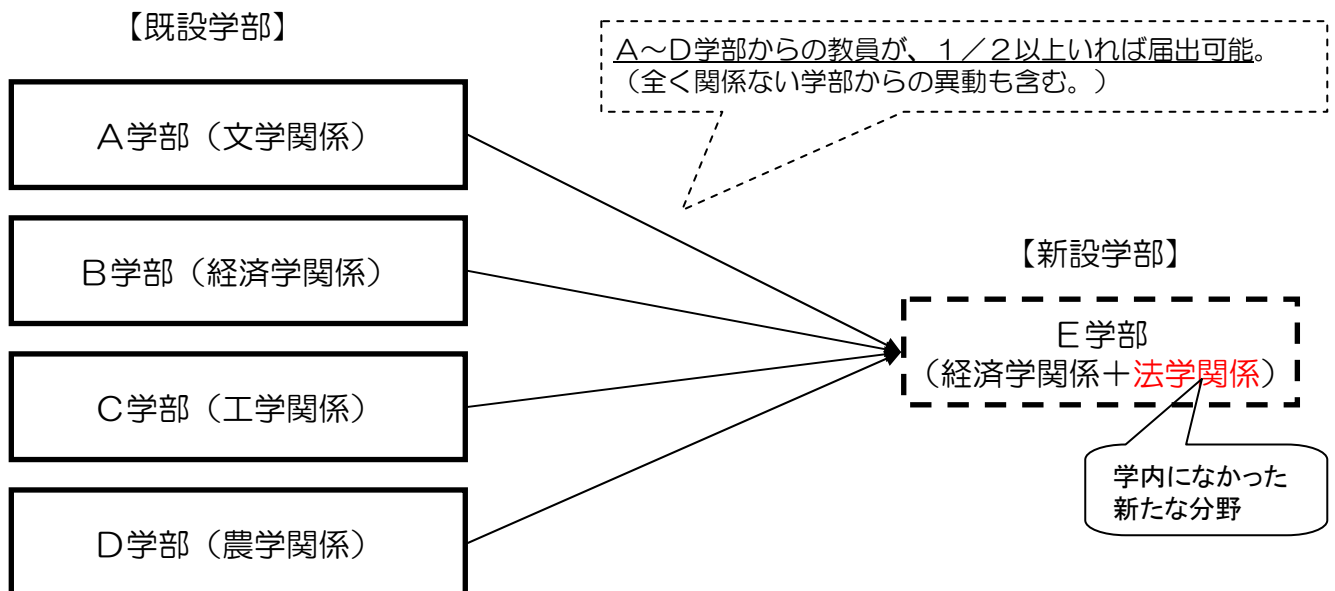
学部等の設置を行った後、完成年度を迎え、初めての卒業生を輩出する以前において、当該学部等を基礎として新たな組織を届出で設置することの是非について検討する。

(2) 届出設置要件の見直し

【現状の課題】

学際領域については、新設学部等の専任教員基準数の半数以上が既設学部等に所属していた教員で構成される場合は届出設置が可能としているが、学内から広く教員を集めて新たな学問分野を追加するなど、当初想定していなかった届出設置の例が見られる。

(参考)



【検討の方向性(例)】

届出設置の要件について、基礎とする学部等との分野の同一性及び教員組織の継続性を確保する観点から、その適切な在り方について検討する。

4. 設置計画履行状況等調査に係る課題

【設置計画履行状況等調査の現状】

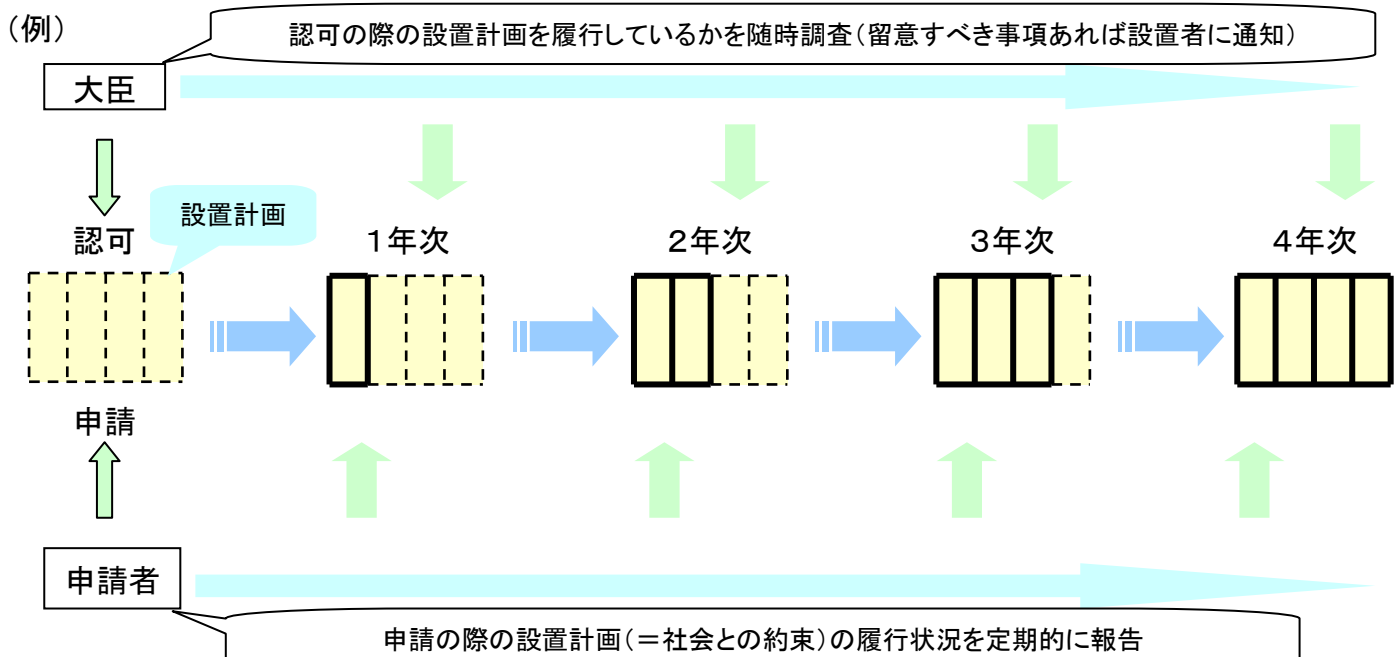
- ①新たに設置認可を行った大学、学部、研究科等について、完成年度まで毎年報告書の提出を求め、書面、面接又は実地調査を実施している。
- ②従来、大学設置・学校法人審議会決定に基づき実施していたが、平成18年に省令に根拠規定を設け、以後、毎年の調査を公表している。
- ③大幅な設置基準の緩和以降、役割が一層増大しており、今後、届出設置についても実施予定。
(現在試行中)

(10月29日大学分科会における大学設置・学校法人審議会、納谷大学分科会長代理発表資料より)

(1) 設置計画履行状況調査の質と量のバランスの確保

【現状の課題】

対象件数が認可関係だけで年間400件以上と過大であり、面接調査や実地調査を行い得る件数にも限界がある。今後、届出設置についても対象とするに当たり、質と量のバランスを確保しつつ、メリハリを効かせて実施することが重要となっている。



(平成19年度)

■対象件数:424件

■実地調査の件数:35件

■面接調査の件数:41件

(設置計画履行状況等調査委員会:32名)

1件につき2名の委員で、大学との質疑応答、学生インタビュー、施設視察等を通し、教育課程、教員組織、施設設備等について終日調査。

※法科大学院、教職大学院は除く

【検討の方向性(例)】

設置計画履行状況調査の在り方について、随時見直しを行いつつ実施する。届出設置後の同調査の実施については、現在の試行の状況を踏まえて、その在り方について検討する。